

別表第5（第4条関係）

補助金の種類	(5)出産世帯応援補助金
○補助対象世帯 特別な事情により市長が認めた場合を除き出生児童(以下「対象児童」という。)と同居し、これを養育する下記のいずれかに該当する世帯 ア 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に対象児童を出産し、出産時に父母ともに35歳以下であった世帯 イ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に対象児童を出産し、出産時に父母ともに35歳以下であった世帯 ウ 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に対象児童を出産し、出産時に父母の一方又は双方が36歳以上であった世帯 ただし、対象児童の出生に対し、他の地方公共団体が実施するえひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けた場合は、その時期及び額にかかわらず補助対象としない。 ○補助対象経費 令和5年4月1日以降、かつ、対象児童の母子健康手帳の発行日以降から令和8年3月31日までの間に購入した下記 a 又は b の経費で、消費税、送料・配達料、設置工事費を含む。 ただし、レジ袋又は付属品等の購入費、家電リサイクル料、既存品等の処分・廃棄費用のほか、中古品を購入した経費、各種ポイント等により支払われた経費は対象外とする。 a. 育児用品購入費 授乳関連用品（粉ミルク、哺乳瓶、搾乳機、ミルクウォーマー等）、衛生用品（紙おむつ、おしりふき、ベビークリーム等）、外出用品（チャイルドシート、ベビーカー等）、衣類（ベビー服、よだれかけ等）、離乳食関係（離乳食用品、離乳食用ミキサー等）、幼児用玩具・絵本等、その他育児用品として市長が認めるもの ただし上記のうち、紙おむつは対象児童が第1子である場合に限る。 b. 時短家電及び省エネ家電の購入費 時短家電及び省エネ家電の詳細については、以下のとおりとする。 ・時短家電購入費 洗濯乾燥機、洗濯機、掃除機、食器洗い洗浄機、調理家電、その他市長が家事の時間短縮の効果を認めるもの ・省エネ家電購入費 購入日において、資源エネルギー庁が公開する「省エネ型製品情報サイト」に掲載されている統一省エネラベル2つ星以上の下記製品 エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、照明器具、温水機器、電気便座、テレビ ○補助限度額：いずれも対象児童1人当たり 補助対象世帯ア・ウに該当する世帯 20万円 補助対象世帯イに該当する世帯 30万円 多胎児を出産した場合は、上記限度額に対象児童の人数を乗じた額を上限として交付する。 なお、対象児童が出生した日が属する年度（以下「出生年度」という。）の交付要綱において補助対象であった世帯が、出生年度に交付申請を行わなかった場合又は出生年度に交付を受けたこの補助金の額が補助上限額に未達の場合は、その翌年度に限り、補助限度額から既に交付を受けた補助金額を減じた額を限度として交付する。	

○提出書類等

①伊予市人口減少対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）

②出産世帯応援補助金申請明細書

※購入物品が複数にわたり、様式に記載しきれない場合は、申請区分、購入日ごとに整理して別紙明細書に記載し、添付すること。

③補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）

④申請者、配偶者等（ひとり親世帯において対象児童の認知者がいる場合は認知者。以下同じ。）及び対象児童（以下「関係3者」という。）の関係性が分かる書類（住所、続柄及び対象児童の出生日時点の父母の年齢を確認することができる場合は住民票、確認できない場合は、関係3者の関係性等が確認できる戸籍謄抄本及び附票）

ただし、認知者のいないひとり親世帯にあつては、申請者と対象児童に関する上記内容が分かる書類

⑤対象児童の母子健康手帳の発行自治体、発行日、交付番号及び母子の氏名が分かる部分の写し

⑥領収証等原本（商品名、購入日、購入金額等が明記されているもの。）

インターネット等で購入した場合は、「領収書」、「注文確定」等の表示とともに商品名、購入日、購入金額等が記載されたページのプリント

⑦事業に関するアンケート（出産世帯応援補助金）

○交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

・受付期限：令和8年3月31日（火曜日）必着

・受付方法：提出書類等を下記の申請受付窓口に持参又は郵送すること。

ただし、郵送による申請については、上記受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。

なお、市は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。

・その他留意事項：上記受付期限内に受付した場合にあつても、別に市長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、市長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

○申請受付窓口・問合せ先

〒799-3193 伊予市米湊820番地 伊予市 企画振興部 企画政策課

電話089-909-6364

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊予市の休日を定める条例（平成17年伊予市条例第2号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。